

令和8年度 愛媛支部事業計画(案)

令和8年1月16日



全国健康保険協会 愛媛支部
協会けんぽ

令和8年度 愛媛支部事業計画（案）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能の盤石化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健全な財政運営 <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・医療費適正化等の努力を行うとともに、県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約280万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。安定的かつ健全な財政運営は、協会におけるすべての活動（効率的な業務運営、保健事業の推進、医療費適正化、DX化など）の基盤であるとともに、その取組の成果を表す中核的なものであるため、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いている。しかしながら、保険料収入の将来の推移は予測し難く、保険給付費の継続的な増加や後期高齢者支援金の高止まりが見込まれるなど、先行きは不透明である。</p> <p>協会は、日本最大の医療保険者として、加入者4,000万人を擁する健康保険を運営する公的な使命を担っている。大きな経済変動などにより不測の事態が生じたとしても安定した運営を維持し、被用者保険の受け皿としての役割を果たすことが求められる。このため、協会が保険料率を決定するにあたっては、中長期的に安定した財政運営を実現するため、その時々の社会・経済情勢、医療保険全体に与える影響など様々な要素を総合的に考慮した上で、慎重に判断する必要があり、困難度が高い。併せて、決定にあたっては、運営委員会、47の支部評議会での十分な議論を通じて数多くの関係者の理解を得るなど、丁寧なプロセスを経る必要があるため、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務改革の実践と業務品質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・業務量の多寡や優先度に対応するため、職員の業務処理の多能化を進め、業務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。 また、電子申請に対応した業務処理体制を構築する。

- ・業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な業務処理を実施するとともに、より一層職員の意識改革を促進する。
- ・自動審査の結果、職員の確認が必要となった要因を分析し、その解消を図ることで、業務処理の効率化を図る。

② サービス水準の向上

- ・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。また、平均所要日数7日以内を維持する。
- ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、電子申請を促進する。電子申請の促進に向けて、特に、健康保険委員及び社会保険労務士会等に積極的な働きかけを行う。
- ・加入者・事業主からの相談・照会に迅速に対応できるよう受電体制を強化するとともに、相談業務の標準化や品質向上を推進し、丁寧かつ的確に対応する。
- ・お客様満足度調査やお客様の声の活用により業務の課題を洗い出し改善を図り、お客様の声等を業務に反映させ、更なる加入者サービスの向上に取り組む。

- KPI：1) サービススタンダードの達成状況を100%とする
- 2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する
- 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする

③ 現金給付等の適正化の推進

- ・業務マニュアルに基づき、日本年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行い、傷病手当金と障害年金等との適切な調整を実施する。
- ・現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において内容を精査し、支給の可否を再確認する。また、必要に応じ事業主への立入検査を実施する。
- ・海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。
- ・柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者

への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施する。また、不正が疑われる施術者は、地方厚生局へ情報提供を行う。

- ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回な施術の適正化を図るため、加入者及び施術者へ施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。
- ・被扶養者資格の再確認について、未提出事業所への被扶養者状況リストの提出勧奨を強化し、確実に回収する。
- ・これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底し、審査・確認業務の正確性と迅速性を高める。

④ レセプト内容点検の精度向上

- ・「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、システムを最大限に活用した点検を実施する。また、毎月、自動点検マスタを精緻に更新し、効果的かつ効率的な点検を実施する。
- ・社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有し、点検員のスキルアップを図るとともに、内容点検効果の高いレセプトを重点的に点検する。
- ・社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。なお、社会保険診療報酬支払基金との協議事項の選定については、点検員全員で検討を行う。
- ・外部講師を活用した研修や他支部の査定事例を活用した勉強会等により、点検員のスキルアップを図り、内容点検の査定率の向上を目指す。
- ・資格点検、外傷点検を確実に実施し、医療費の適正化に取り組む。また、システムを最大限に活用し、効果的かつ効率的な点検を実施する。
- ・外傷による受診について、第三者による行為が原因の場合は、傷病届の提出勧奨を行い、労働災害や第三者行為に該当する場合の返還金請求や損害賠償請求等を確実に実施する。

【困難度：高】

一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。また、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

■ KPI：1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする

（※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額

2) 協会の再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする

⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- ・「債権管理・回収計画」を策定・実践し、確実な回収に努める。
- ・発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、早期回収に向けた取組を着実に実施する。
- ・早期回収に努めるため、保険者間調整を積極的に活用するとともに未納者に対しては、早期の段階から弁護士等と連携した催告及び法的手続きを実施する。
- ・オンライン資格確認を有効に活用させるため、事業主からの加入者の資格関係の早期かつ適正な届出について、日本年金機構と連携し、周知広報を実施する。

■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする

○ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

i) マイナ保険証による保険診療の周知徹底

- ・医療DXの基盤であるマイナ保険証について、利用率等のデータ分析結果を踏まえてターゲッティングをしながら効果的に、加入者・事業主にマイナ保険証の制度の概要やメリットなどの広報を行う。
- ・「電子処方箋」については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。

ii) 電子申請等の推進

- ・加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、2026（令和8）年1月にスタートした電子申請について、利用率向上のため加入者・事業主及び関係団体等に対して積極的な広報を行う。特に、健康保険委員及び社会保険労務士会については、利用率向上に大きく貢献することから、より一層の働きかけを強化する。

	<p>【重要度：高】</p> <p>マイナ保険証は、過去の診療情報や薬剤情報、特定健診結果などが医師・薬剤師において把握できるなどより良い医療につながるとともに、医療従事者の負担軽減にも貢献できる医療DXの基礎となるものであり、加入者にそうしたメリットを伝えてマイナ保険証の利用を促進していくことは保険者として力を入れて取り組む必要がある。また、電子申請については、加入者の利便性向上や申請書の誤記入の減少など業務効率化に大きく寄与するものであり、利用を促していくことは重要度が高い。加えて、けんぽアプリについては、段階的な機能充実を着実に進めていくことで、加入者4,000万人一人ひとりに直接届くサービスや情報提供につながるため、重要度が高い。</p>
<p>2. 戦略的保険者機能の一層の発揮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ データ分析に基づく事業実施 <ul style="list-style-type: none"> ① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・医療費・健診データ等の支部ごとの地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した情報発信を実施する。 ・近隣支部で課題やスキル・知識及び取組を共有し各担当者の能力の底上げを図るとともに、担当者が分担・協力して設定した課題や各支部固有の課題に対する分析を実施、実践に生かす。 ○ 【重要度：高】 <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効率的・効果的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> ○ 健康づくり <ul style="list-style-type: none"> ① 保健事業の一層の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）は、「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、「データ分析に基づく地域・職域の特性を踏まえたポピュレーションアプローチ」にも取り組み、目標の達成に向けた取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。 ・地方自治体や教育委員会等と連携しつつ、小学生等への健康教育に取り組む。

- ・支部の現状評価分析を通じて洗い出された課題への対策として、乳がん検診の受診勧奨を実施する。

② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- i) 被保険者に対する対策
 - ・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。
 - ・生活習慣病予防健診について、20・25・30歳の若年者への対象拡大に加え、人間ドック健診の創設も踏まえ、健診機関との連携協力、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。
 - ・人間ドック健診の創設を契機として、健診機関数の拡大や各健診機関における協会加入者の受け入れ拡大に向けた働きかけを実施する。
 - ・外部委託を活用し、事業者健診データの取得を促進する。
 - ・事業者健診データの取得について、電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進する。

ii) 被扶養者に対する対策

- ・愛媛県全域において、協会けんぽ主催の無料集団健診を実施する。
- ・居住地や経年受診状況等により勧奨対象者を選定し、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。
- ・市町との協定締結を進めるなど連携を推進し、がん検診との同時実施の拡大を進めるとともに、集団健診時のオプション健診（骨粗鬆症検診・歯科検診・眼底検査）を活用し、予防の重要性に関する啓発を広く進める。
- ・健診体系の見直しとして2027（令和9）年度に実施する、被扶養者を対象とした生活習慣病予防健診及び人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備を進める。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定健診対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：203,889人）

- ・ 生活習慣病予防健診 実施率 72.6%（実施見込者数：148,024人）
- ・ 事業者健診データ 取得率 6.6%（取得見込者数：13,457人）

■ 被扶養者（実施対象者数：50,352人）

- ・ 特定健康診査 実施率 33.6%（実施見込者数：16,919人）

■ KPI：1) 生活習慣病予防健診実施率を72.6%以上とする

- 2) 事業者健診データ取得率を6.6%以上とする
- 3) 被扶養者の特定健診実施率を33.6%以上とする

③ 特定保健指導実施率及び質の向上

i) 特定保健指導実施率の向上

- ・標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。
- ・健診機関等の委託先と進捗状況・課題の共有を行い、特定保健指導の更なる推進のための連携強化を図る。
- ・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。
- ・健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診機関における健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。特に、人間ドック健診において健診当日に特定保健指導の対象に該当した者については、着実に特定保健指導の実施に繋げる。
- ・特定保健指導実施率が高い健診機関における創意工夫を記載した事例集等を活用し、特定保健指導の一層の実施率向上や健診機関の拡大を図る。

ii) 特定保健指導の質の向上

- ・第4期の特定保健指導における、「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2cm・体重2kg減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1cm・体重1kg減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するとともに、特定保健指導の成果の見える化を図る。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ 被保険者（特定保健指導対象者数：31,004人）

- ・ 特定保健指導 実施率 25.6%（実施見込者数：7,938人）

■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,377人）

- ・ 特定保健指導 実施率 34.6%（実施見込者数：477人）

■ KPI：1) 被保険者の特定保健指導実施率を25.6%以上とする

- 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を34.6%以上とする

④ 重症化予防対策の推進

- ・血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。
- ・未治療者のうち、重症度が高い者（二次勧奨対象者）に対して文書・電話による受診勧奨と併せて、協会保健師等の訪問による受診勧奨を実施する。
- ・健診結果（血圧、血糖、脂質）で医療機関への受診が必要と判定されたにもかかわらず、医療機関を受診していない者に対して、健康意識が高まる健診当日や健診結果提供時に受診勧奨を実施する。
- ・糖尿病性腎症重症化予防事業について、市町、かかりつけ医等と連携した取組を効果的に実施する。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。

■ KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする

（※）胸部エックス線の検査項目に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く

⑤ コラボヘルスの推進

- ・事業所訪問等による健康宣言事業所数の拡大に取り組むとともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進することにより、特定健診実施率及び特定保健指導実施率の維持向上を図る。
- ・経済団体、業界団体等への定期的な訪問等を交えた関係性の構築、連携協力により、事業所への健康経営の普及、事業所における健康づくりの取組の充実を図る。
- ・事業所の健康状態見える化したツール「健康つうしんば（事業所カルテ）」を活用した健康宣言を促し、事業主と連携した事業所における加入者の健康づくりを推進する。
- ・事業所における健康づくりの具体的な取組をまとめた取組事例集を作成し、ホームページへの掲載や事業所に提供することにより、好事例の横展開を図る。
- ・健康宣言事業所に対し、食や運動、メンタルヘルスをテーマとした講座の開催、情報誌等の健康情報ツールの提供により、事業所における健康づくりを推進する。

- ・メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携し、セミナーや出前講座等の取組を積極的に実施する。

【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI：健康宣言事業所数を1,700事業所（※）以上とする

（※）標準化された健康宣言の事業所数

○ 医療費適正化

① 医療資源の適正使用

i) ジェネリック医薬品の使用促進

・愛媛支部のジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）は、2025（令和7）年3月診療分で87.3%と、80%以上の水準まで達している。この水準を維持・向上できるよう、引き続き、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、地域の実情に応じた一層の使用促進に取り組む。また、ジェネリック医薬品の金額ベースの使用割合向上に向けて、データ分析による課題把握を行った上で更なる使用促進を図る。

・加入者にジェネリック医薬品について正確に理解していただけるよう、広報等に取り組む。

・医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえ、地域の実情に応じてデータを活用した関係者への働きかけに取り組む。

ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進

・国の方針（※1）を踏まえ、金額面において医療費適正化効果が高いバイオシミラーの使用促進を図るため、医療費データをもとに、地域や医療機関別などの複数の分析軸でバイオシミラー使用状況を分析し、その分析結果をもとに医療機関や関係団体への働きかけを行う。

(※1) 「2029（令和 11）年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上にすることを目指す」

iii) 上手な医療のかかり方

- ・医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。
- ・ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握する。医療関係者との関係性を構築し、医療関係者への情報提供を行うとともに、加入者への周知・啓発を図る。

【重要度：高】

国の後発医薬品にかかる新目標として、「2029（令和 11）年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で 80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に 80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の 60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを 65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。経済財政運営と改革の基本方針 2025 で「医薬品の適正使用や後発医薬品の使用促進のみならず、医療費適正化の観点から、地域フォーミュラリを普及する」ことが明記されたことから、フォーミュラリの取組を進めることは重要度が高い。

【困難度：高】

ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が 80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要とな

る。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で対前年度以上とする
(※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする

② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- ・医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。

ii) 医療提供体制等に係る意見発信

- ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議、健康増進計画に基づく健康づくりに関する県の会議や医療費適正化に関する県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果や県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。
- ・県において策定される新たな地域医療構想については、医療機関機能や外来医療、在宅医療、介護との連携等の検討事項に関して、保険者協議会を中心とした保険者間で連携し、地域医療構想調整会議において意見発信を行う。

【重要度：高】

効率的・効果的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。

③ インセンティブ制度の実施及び検証

- ・加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。

○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

- ・協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解いただくことが必要である。
- ・このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「広報計画」を策定し、実施する。
- ・具体的には、
 - ① 加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する
 - ② テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する
 - ③ 本部は統一的観点から、支部は地域・職域特性を踏まえ、関係機関と連携して広報を実施する
 - ④ 評価・検証・改善のプロセス（PDCAサイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。
- ・「令和8年度本部広報計画」に基づき、特に、最重点広報テーマの「令和9年度保険料率改定」、「健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）」、「健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり」、「電子申請・けんぽアプリの利用促進」について、加入者・事業主の一層の理解を得ていけるよう、広報内容や方法を工夫の上、本部・支部で一体的・積極的に広報を行う。
- ・支部においては、広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。また、加入者へ直接情報を届けることができる媒体であるSNS（LINE）、メールマガジンの活用に取り組む。
- ・健康保険委員の委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について研修会等を通じて情報提供を行い、健康保険委員の活動を支えるほか、更なる活動の活性化に向けた取組について検討する。また、電子申請やけんぽアプリ利用者拡大に向け、健康保険委員を通じた広報を強化する。

■ KPI：1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を63.0%以上とする
 2) SNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月2回以上情報発信を行う
 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を対前年度以上とする

<p>3. 保険者機能の強化 を支える組織・運営体制等の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人事・組織 <ul style="list-style-type: none"> ① 適切な組織運営の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・週次での管理職会議等、各種会議を開催し、支部実行動目標を意識したガバナンスの徹底を図る。 ・各事業においてPDCAサイクルを回すことにより取組の実効性を高め、組織目標の達成に向けて取り組む。また、目標の達成状況を踏まえ、適宜目標の見直しを行うなど、更なる実績向上を目指す。 ② 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、組織基盤の底上げを図る。また、通信教育講座等を利用した自己啓発を推進する。 ③ 働き方改革の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、多様な人材が活躍できる職場環境づくりに取り組む。 ④ 風通しのよい組織づくり <ul style="list-style-type: none"> ・協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に向けて、研修の際、討論の場を設けるなど、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。 ・社内報を通じて、本部・支部の取組などを共有し、組織内の情報発信の強化及びコミュニケーションの促進を図る。 ○ 内部統制等 <ul style="list-style-type: none"> ① 内部統制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を進める。 ・的確な業務遂行のため支部が自ら実施する点検について、実効性を高める取組を推進する。 ・eラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。
--	--

② 個人情報の保護の徹底

- ・保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。
- ・定期的なリスク管理委員会の開催を通じて個人情報保護管理体制等について検討を行い、個人情報の保護の徹底を図る。

③ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底

- ・協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。
- ・定期的なリスク管理委員会の開催を通じてコンプライアンスの推進について検討を行い、各々の課題に即した取組を実施する。

④ 災害への対応

- ・大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。

⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・サービス水準の確保に留意しつつ、全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や消耗品の発注システムを活用した隨時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。
- ・調達に当たって、少額随意契約の基準額を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。
- ・更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、一者応札案件の減少に努める。
- ・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする

新（令和8年度）			旧（令和7年度）		
KPI一覧表			KPI一覧表		
1. 基盤的保険者機能関係					
具体的施策	KPI	参考：令和6年度末	具体的施策	KPI	参考：令和6年度末
サービス水準の向上	1) サービススタンダードの達成状況を100%とする 2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする	1) 100% 2) 【新設】 (令和7年度からKPIとして設定) 3) 【新設】 (令和7年度からKPIとして設定)	サービス水準の向上	1) サービススタンダードの達成状況を100%とする 2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする	
レセプト内容点検の精度向上	1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする (※) 査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	1) <u>0.118%</u> 2) <u>4,402円</u>	レセプト内容点検の精度向上	1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする (※) 査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	
債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする	<u>65.85%</u>	債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする	

新（令和8年度）			旧（令和7年度）		
2. 戦略的保険者機能関係			2. 戦略的保険者機能関係		
具体的施策	KPI	参考：令和6年度末	具体的施策	KPI	参考：令和6年度末
特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	1) 生活習慣病予防健診実施率を <u>72.6%</u> 以上とする 2) 事業者健診データ取得率を 6.6%以上とする 3) 被扶養者の特定健診実施率を <u>33.6%</u> 以上とする	1) <u>66.2%</u> 2) <u>5.3%</u> 3) <u>30.5%</u>	特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	1) 生活習慣病予防健診実施率を <u>71.5%</u> 以上とする 2) 事業者健診データ取得率を 6.6%以上とする 3) 被扶養者の特定健診実施率を <u>33.2%</u> 以上とする	1) <u>71.5%</u> 2) <u>6.6%</u> 3) <u>33.2%</u>
特定保健指導実施率及び質の向上	1) 被保険者の特定保健指導実施率を <u>25.6%</u> 以上とする 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を <u>34.6%</u> 以上とする	1) <u>19.6%</u> 2) <u>35.4%</u>	特定保健指導実施率及び質の向上	1) 被保険者の特定保健指導実施率を <u>23.8%</u> 以上とする 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を <u>33.5%</u> 以上とする	1) <u>23.8%</u> 2) <u>33.5%</u>
重症化予防対策の推進	血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする <u>（※）胸部エックス線の検査項目に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く</u>	<u>【新設】</u> (令和 7 年度から KPI として設定)	重症化予防対策の推進	血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする	
コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を <u>1,700</u> 事業所（※）以上とする <u>（※）標準化された健康宣言の事業所数</u>	<u>1,432 事業所</u>	コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を <u>1,430</u> 事業所（※）以上とする <u>（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</u>	<u>1,430 事業所</u>

新（令和8年度）			旧（令和7年度）		
医療費適正化 医療資源の適正使用	ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で対前年度以上とする （※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする	87.3%	医療費適正化 医療資源の適正使用	1) ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を対前年度以上とする。 2) バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。	
広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進	1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 63.0% 以上とする 2) SNS（LINE 公式アカウント）を運用し、毎月 2回以上 情報発信を行う 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を対前年度以上とする	1) 58.7% 【新設】 (令和7年度から KPIとして設定) 3) 3,700 事業所	広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進	1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 59.5% 以上とする 2) SNS（LINE 公式アカウント）を運用し、 毎月 情報発信を行う 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を対前年度以上とする	
3. 組織・運営体制関係			3. 組織・運営体制関係		
具体的施策	KPI	参考：令和6年度末	具体的施策	KPI	
費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする	16.7%	費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする	